

事業報告書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

I 体制等

1 体制

公益財団法人大阪府暴力追放推進センター（以下「センター」という。）では、専務理事（事務局長）以下8名の常勤職員で事業を推進した。

2 関係機関との連携

センター事業は、大阪府警察本部・各警察署や大阪弁護士会のほか、大阪府・大阪市をはじめとする自治体、その他多くの関係機関・団体と連携を図りながら推進した。

II 事業の概要

平成25年度事業計画に基づき各事業を推進したが、その概要は次のとおりである。

項 目	細 目	推 進 事 項
1 暴力団追放のための広報啓発活動	(1) 効果的な広報啓発活動の推進	○各種広報啓発資料の作成と活用 センターの機関誌である「暴追画報」により事業内容を広く紹介するとともに、責任者講習用教本として「暴力団追放マニュアル」を作成するほか、「暴排ポスター」等を作成・配布し、府民への情報の提供及び啓発に努めた。 ○屋外広告看板を活用した暴排広報の実施 大阪府中央区の東宝南街ビルの壁面にJリーグセレッソ大阪と提携した広報看板を掲出した 「守りたいその笑顔、守りたいその幸福」 ～暴力のない明るい社会を目指して～ ○行政機関・各種団体等との連携 ロールプレイング用テキストや既成テキストを改訂・増刷し、地域・職域の暴排組織や自治体をはじめ、各企業・事業所等に対して頒布・提供に努めた。 ○行政機関（各市町村）、各種団体（地域・職域）に対する講演活動を積極的に実施した。 ○「暴追センター情報」（Eメール）の発信 電子メールを活用した「暴追センター情報」を発信（5件）し、情報提供に努めた。

	<p>(2) 「暴力団追放府民大会」の開催</p>	<p>○大阪市内において、約1,000名の参加を得て「第22回暴力団追放府民大会」を開催した。 (平成25年11月8日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団排除のため結成された各種団体はもとより、自治体を始め関連機関・団体・企業のほか、広く一般市民の参加を促し、暴力団追放意識の高揚を図った。 ・暴力団追放に功績のあった個人、団体等の表彰 ・特別講演 (宮本照夫 氏) 「暴力団お断り半世紀、自分の身は自分で守る」 ・大会宣言
	<p>(3) 「暴力追放セミナー」の開催</p>	<p>○企業・事業所等の暴排担当者約450名の参加を得て「第16回暴力追放セミナー」を開催した。 (平成26年2月27日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①部外講師の講演 「企業暴排担当者として注意すべき事項について」 (弁護士 新村守氏) 「融資取引からの反社会的勢力排除について」 (弁護士 福栄泰三氏) ②パネルディスカッション パネラー (弁護士・大阪府警・暴追センター) テーマ 「変貌する反社にどう対処すれば良いのか」
<p>2 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する救済・支援事業</p>	<p>(1) 暴力相談への的確な対応</p>	<p>○相談者の立場に立ったアドバイスの実施 府下3カ所 (中央、淀川、堺) の相談室を拠点として、面接又は電話により暴力相談を受理した。</p> <p>総受理件数は、1,598件で、前年に比べ、206件増加した。</p> <p>○相談内容の特徴は、「暴力団対策法」に関する相談が、全暴力団相談の46.7%を占めるが、「暴力的要求行為」や「暴排条例」に関するものが、前年対比半減している。</p> <p>反面、「契約相手が暴力団員か否か」などの属性照会は、前年に比べ倍増した。</p> <p>○相談委員は個々の相談に対して的確に判断し、最善の解決策を提示できる知識技能を持つことが必要であるため、他機関主催の研修・セミナー等に参加させるとともに、センターにおいても、月2回の集合教養を実施し新たな事象への対応要領の習得に努めさせている。</p>

		<p>○他府県センター及び警察との連携 暴力団の寡占化・広域化に対応するため、「近畿ブロック連絡協議会」等を通じて管区内センター及び警察との連携を強化するとともに、全国センターや都道府県センターとも、連絡及び資料送付等を通じて情報交換に努めている。</p> <p>○他機関との連携 大阪府建築安全マネジメント推進協議会作成の相談窓口一覧表に、「暴力団対策に関すること」として、暴追センターの相談窓口（3カ所）を掲載した。</p>
	(2) 適格団体としての暴力団事務所使用差止め支援	<p>○平成25年10月24日付で国家公安委員会から適格団体としての認定を受けた。</p> <p>○平成25年度中、府民からの暴力団事務所使用差止めの支援要請はない。</p>
	(3) 警察及び大阪弁護士会民暴委員会との連携強化	<p>○民事介入暴力事案の相談を受けた場合、警察及び弁護士会民暴委員会との連携はきわめて重要であることから、常時連携して事案処理に当たっている。</p> <p>○民暴研究会の共同開催 民暴委員会委員及びセンター職員が出席し、相談事案や支援事件の現況、行政対象暴力事案の対処方法等について意見交換を実施した。（平成26年2月18日）</p> <p>○無料弁護士相談 中央相談室においては、民暴委員会所属弁護士による無料相談（毎週水曜日）を実施している。 ・相談受理件数は13件であり、うち3件について、民暴委員会の支援を受けた。</p>
	(4) 「特別相談所」の効果的な開設	<p>○大阪弁護士会、大阪府警、センターの三者による「民事介入暴力特別相談所」を2回開設し、府民から多くの電話や面談による相談を受けた。</p> <p>5月 大阪弁護士会館 （相談件数36件） 10月 ホテルプリムローズ大阪 （相談件数23件）</p>

	<p>(5) 離脱及び就労支援活動の推進</p>	<p>○「離脱者支援対策連絡会」の効果的運用 構成機関である大阪刑務所、大阪労働局、大阪保護観察所、保護司会連合会等11機関と連携し、離脱意思を有する者の社会復帰支援に努めた。 ・連絡会の開催（平成26年2月13日） ・離脱者の受入協賛企業は、39社である。</p> <p>○矯正機関と連携した離脱指導 離脱指導については、府警の社会復帰アドバイザーと連携しながら、大阪刑務所に服役中の暴力団員を対象として、計16回の面接指導を実施した。</p> <p>○社会復帰アドバイザーとの連携 離脱に関する相談が15件あり、社会復帰アドバイザー（府警非常勤職員2名）と連携し、協賛企業に1名就労させた。 更に、相談者1名を愛知県センター、ハローワーク等に引き継いだ。</p>
	<p>(6) 暴力団犯罪被害者救済支援の推進</p>	<p>○保護対策として、警察や民間警備会社と連携した監視カメラ、非常通報装置などによる「機械警備システム」を導入している。 本年中の同システムを設置した事案はなかった。</p> <p>○訴訟費用の無利子貸付制度 大阪弁護士会から、暴力団員による不法行為（恐喝）に対する民事訴訟費用の貸付を依頼されたが、訴訟提起前に和解（訴えの取り下げ）したため、貸付はしなかった。 (平成25年10月17日)</p>
<p>3 暴力団排除活動への支援</p>	<p>(1) 地域暴排組織との連携</p>	<p>○各警察署単位に設置されている地域暴排組織と連携するとともに、研修会等に積極的に参加し、各種資料・情報の提供や専務理事等による講演を実施した。 (講演4回)</p> <p>○「企業人権推進連絡協議会」等の団体や企業の総会・研修会に参加し、暴力団のみならず、エセ同和等反社会的勢力追放の啓蒙活動を推進した。</p>

(2) 職域暴排組織への支援	○職域単位の暴力団排除組織（23組織）と連携するとともに、組織が開催する総会・研修会に参加し、反社勢力の排除に向けた講演を行った。（13回）
(3) 少年に対する暴力団の影響を排除する活動	○「風俗営業適正化法」に基づき、大阪府公安委員会から委嘱されている少年指導委員の研修に際し、少年を暴力団から守る立場から、専務理事が講義を行うとともに、テキスト「未来ある君へ！」を提供した。 （平成25年4月24日） ○大阪府少年サポートセンターの学警補導連絡会で専務が、「子どもを暴力団から守るために」と題して講演をした。（平成25年5月29日） ○大阪市高等学校生徒指導担当者の研修会において専務が、「子どもを暴力団から守るために」と題して講演をした。（平成25年9月3日）
(4) 不当要求防止責任者講習の実施	○大阪府公安委員会から委託を受けている「不当要求防止責任者講習」については、ホテルプリムローズ大阪で年50回（受講者3,257名）実施した。 。尚、平成5年の講習開設以来、延べ1,140回実施し、受講者の累計は、7万1千名を超えた。 ○講習は、毎回、府警本部暴力団対策室の警察官や大阪弁護士会民暴委員会所属の弁護士による講義のほか、DVD等の視聴覚教材を効果的に活用し実施している。 尚、8月（損保代理店協会）3月（大阪行政書士会）に出張講習を実施した。
(5) 不当要求情報管理機関に対する援助	○不当要求情報管理機関との情報交換会 登録されている「（公財）競馬保安協会関西本部」、「（公財）モーターボート競走保安協会」及び「日本証券業協会大阪地区協会」と活動概要や暴力団情勢等の情報交換を行うとともに、「暴追マニュアル」等の資料提供を行った。 ・連絡会の開催 （平成26年1月30日）

	<p>(6) 暴力団に関する資料の収集と活用</p>	<p>○データベースの効果的な活用 検挙報道等の新聞記事により収集した情報（関係者、企業等）を府下賛助会員企業に対し、毎月上旬にEメール配信し、企業の反社勢力排除に役立てている。</p> <p>○府民に対するアンケート調査の実施 暴力団についてのイメージ調査を実施した。 ・対象：府内に居住する満20歳以上の男女 ・回答：650名 ・期間：平成25年11月25日～同年12月10日</p> <p>○不当要求防止責任者講習時におけるアンケートの実施 講習受講者約3,200名に対し、「不当要求を受けた経験等について」アンケート調査を実施した。 （回答：3,174名） アンケート調査結果は、今後、企業暴排研修等における資料として活用する。</p>
--	----------------------------	--